

令和元年度第1回 鹿角市空き家等対策協議会の概要

【開催日時】令和元年11月27日（水）午前10時00分～11時00分

【開催場所】市役所本庁舎 1階 第5会議室

【出席者】児玉一会長、金 洋輔委員、工藤文明委員、尾崎剛史委員、黒沢 均委員
柳沢富美夫委員、服部巧委員、浅水和也委員、中村 修委員 以上9名

会 議 要 点

1 開 会 午前10時00分

委員10名中9名の出席により、会議が成立している旨の報告（事務局より）

※今回会議より、政策企画課ライフ促進班職員も同席し、空き家利活用に関して
情報共有することとした。

2 市長挨拶

いよいよ季節も冬にさしかかり、冬期間には雪による空き家等の倒壊も懸念され
るところでありますので、危険老朽空き家につきましては迅速な解体支援や適正な
管理指導を引き続き行ってまいります。

本日は、今年度実施した空き家の緊急度調査の結果並びに条例等の改正について
事務局より報告があります。委員の皆さまには、それぞれの立場からのご意見等を
お願い申し上げ挨拶とさせていただきます。

3 協議案件 （※個人情報を含む資料については、資料から除いています。）

- (1) 空き家候補建物現地調査結果について 資料1
- (2) 空き家等の適正管理に関する条例改正（案）について 資料2
- (3) 空き家等の適正管理に関する条例施行規則改正（案）について . . . 資料3
- (4) 危険老朽空き家除却費支援補助金の執行状況について 資料4

意見：特措法による勧告や特定空家への認定等により、住宅用地に対する固定資産税の
課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、当該特例の対象から除外さ
れるケースなどを例に周知し対策を図ってみてはどうか。

回答：有効な手法について検討してまいります。

4 その他

次回の会議開催予定をお知らせ

5 閉 会 （午前11時00分）

令和元年度 第1回鹿角市空き家等対策協議会

日時：令和元年11月27日（水）10時00分～

場所：鹿角市役所 第5会議室

～ 次 第 ～

1 開 会

2 会長あいさつ

3 協議案件

（1）空き家（レベル3）緊急度調査の結果について・・・・・・資料1

（2）空き家等の適正管理に関する条例改正（案）について・・・・資料2

（3）　　　　　〃　　　　　条例施行規則改正（案）について・・・・資料3

（4）危険老朽空き家除却費補助金の執行状況について・・・・・・資料4

4 その他

5 閉 会

1. H30 鹿角市空き家実態調査結果について

空き家の総数：968 件（H31. 3月末）

地区	空き家数	適正管理度		
	件数	レベル 1	レベル 2	レベル 3
八幡平	128	48	69	11
尾去沢	114	44	68	2
大湯	164	64	87	13
十和田	188	59	111	18
花輪	374	148	192	34
全体	968	363	527	78

2. 危険老朽空き家緊急度調査の実施について

昨年度実施した鹿角市空き家実態調査において『総合的な適正管理度：レベル 3』と判定された空き家が 78 件と多かったことを受け、当該空き家が各地域の周辺環境に及ぼしている危険性とその緊急度を追跡調査し、今後の対応・方針を明確にする必要があることから、下記により危険老朽空き家緊急度調査を実施。

① 実施期間：5 月 20 日～6 月 28 日（現地調査）

6 月 29 日～7 月 25 日（調査結果の集計と精査）

② 実施方法：危険老朽空き家緊急度調査要領のとおり

3. 危険老朽空き家緊急度調査後の対応方針について

①緊急度調査結果を基に緊急度別に分類を行い、対応・方針を決定する。

◆緊急度 1 ⇒ 経過観察（1～90 点）

・所有者の自主的な管理の継続により経過観察とする。

◆緊急度 2 ⇒ 適正管理及び解体を求める文書の送付（100～190 点）

・所有者及び管理者に対し、解体や改善の交渉・相談を行う。

◆緊急度 3 ⇒ 適正管理及び解体を求める文書の送付（200 点以上）

・所有者等の調査を行う。（相続人等の調査）

・所有者等へ空き家の実態・状況を通知。適正管理の依頼。

・文書送付後に所有者・管理者と交渉・面談を行う。

・対処・改善が履行されない場合は、特定空家相当として鹿角市空き家等対策協議会へ付議し、特定空家の認定を行う。

・特定空家等に対する措置を講じる。

鹿角市空き家実態調査

危険老朽空き家緊急度調査要領

鹿 角 市

1. 緊急度調査の目的

本調査は、空き家実態調査において『総合的な適正管理度：レベル3』として判定された空き家に対し、倒壊や屋根の崩落、建築資材の飛散による周辺環境への危害等を未然に防止するため、空き家倒壊等の緊急度に関する現地調査の実施を目的とする。

2. 緊急度の判定方法

現地調査による緊急度の判定においては、住宅の屋根の崩落や柱等が著しく傾斜しているなど、判定の際に生命等に危険がおよぶ可能性がある場合や、所有者が不明な場合も少なくない。

このため、外観目視により簡易に判定することができる項目として「緊急度調査票」によりそれぞれの緊急度を評定し、緊急度別に判定を行う。

3. 現地調査について

【1】現地調査の方法

- (1) 現地調査用資料等を持参し、外観目視による現地調査を行う。
- (2) 建築物の状態を目視することが困難な場合以外は立ち入らない。

【2】現地調査の留意事項

- (1) 現地調査の際には調査車輛の駐車位置等に留意する。
- (2) 調査車輛に調査中だとわかるように掲示を行う。
- (3) 周辺住民の生活等に支障を来さないよう配慮する。
- (4) 調査員自身の安全にも十分注意する。

4. 写真撮影基準

【1】写真撮影内容

写真撮影については、以下の状況が確認できる写真を撮影する。

- (1) 建物の全体正面及び全体斜め
- (2) 建物の周辺環境の状況が確認できる箇所
- (3) 緊急度を判別できる状態が確認できる箇所

5. 緊急度調査の判定について

【1】緊急度の判定

緊急度1. 経過観察（0～90点）

※老朽化や傷みが認められるものの周囲への危害要素が小さく、所有者の自主的な管理の継続により経過観察が可能と判断されるもの。

緊急度2. 適正管理及び解体を求める命令を要する（100～190点）

※倒壊や崩落、建築材の飛散による周囲への危害要素が認められ、早急に対処または解体が必要と認められることから、所有者に対して助言や交渉が必要と判断されるもの。

緊急度3. 特定空家相当と認められ、早急な対策執行を要する（200点以上）

※倒壊や崩落、建築資材の飛散による周囲への危害を及ぼしており、所有者に対して指導や改善の命令等が必要と判断されるものであるとともに、特定空家相当と認められることから、早急に対処または解体を行うために鹿角市空き家対策協議会への付議が必要と判断されるもの。

【2】緊急度調査票

鹿角市空き家緊急度調査票

調査日	
調査員	

総合管理度	緊急度

台帳番号		所在地	
所有者氏名		その他情報	

1.緊急度調査項目

評定区分	評定箇所	評定内容		評点		備考
建物の 状況・状態	屋根	①	屋根構造や腐食により、落雪しづらい状態になっている	┐	10	
		②	屋根材が一部でも剥がれ落ちている	┐	10	
		③	屋根の軒折れがある	┐	20	
		④	屋根が崩落している	┐	40	
	外壁	①	防火構造材が使用されておらず、火災や延焼の恐れがある	┐	30	
		②	外壁の破損または崩落により、建物倒壊の恐れがある	┐	40	
	その他	①	建築資材等の飛散が見られる	┐	40	
		②	基礎、土台、柱、梁の破損や劣化により建物倒壊の恐れがある	┐	40	
		③	現状において隣地や周辺への危害や悪影響が確認できる	┐	50	
周辺への影 響	立地状況	①	学校・保育園等に近接している	┐	40	
		②	幹線道路・通学路に近接している	┐	40	国道・県道・市道
		③	公共施設等（不特定多数利用施設）に近接している	┐	40	
		④	建物が住宅等密集地に位置している	┐	40	
					計	0

状況等考察	
-------	--

鹿角市空き家(レベル3)緊急度調査結果

	調査総数	判定結果	内訳
現地調査件数	78 件	緊急度1(1～90点)	1～30点 3件
			31～60点 9件
			61～90点 9件
		緊急度2(100～190点)	100～130点 12件
			131～160点 10件
			161～190点 7件
		緊急度3(200点以上)	200～230点 9件
			231～260点 3件
			260点以上 8件
		対象外物件	8 件

⇒ 既に解体済み物件: 3件
⇒ 住居・家屋以外の物件: 4件
⇒ レベル2相当と判断した物件: 1件

空家等対策の推進に関する特別措置法と鹿角市空き家等の適正管理に関する条例の整合について

資料2-1

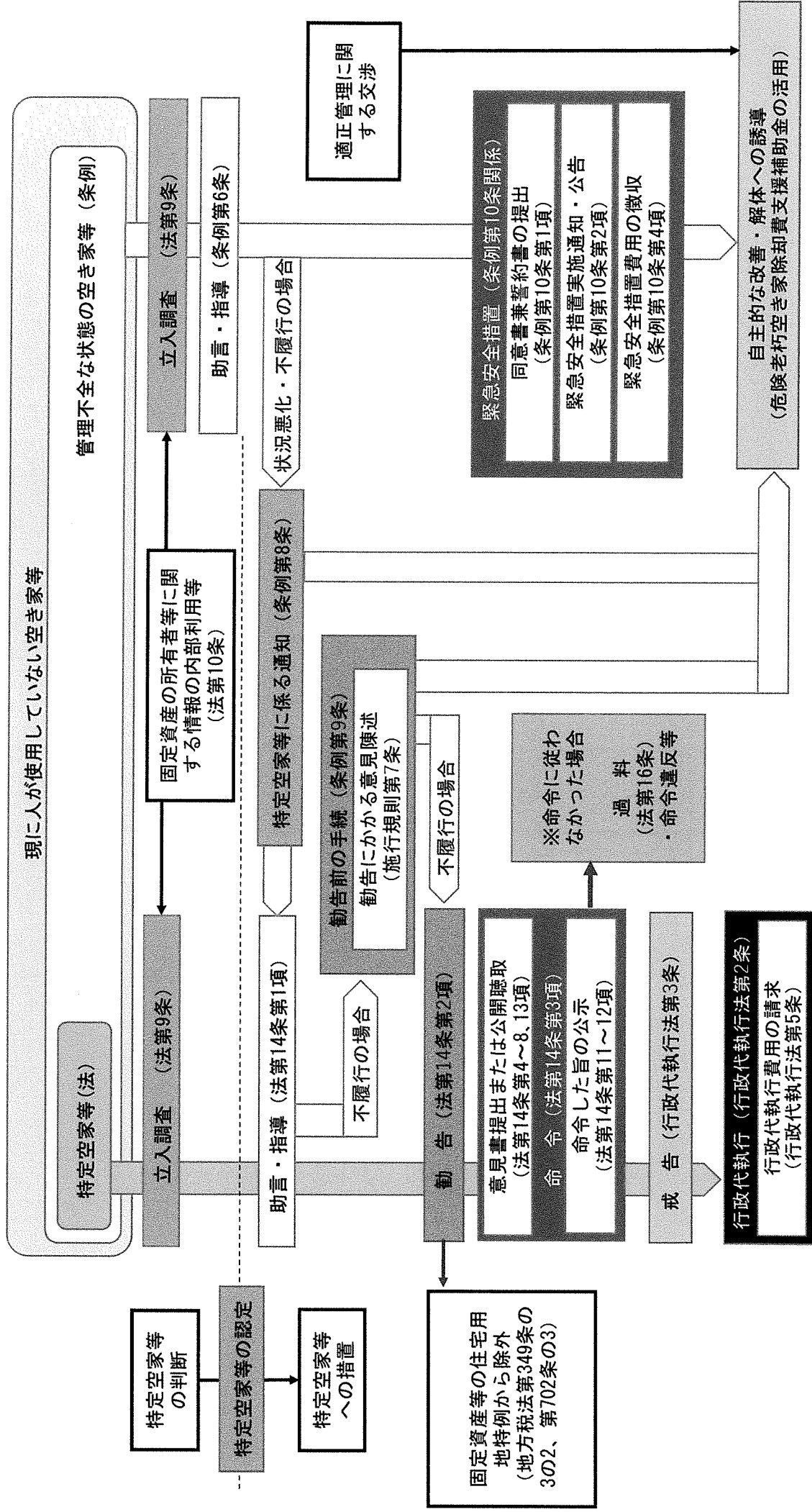
特措法	
第1条	目的
第2条	定義
第3条	空家等の所有者等の責務
第4条	市町村の責務
第5条	基本指針
第6条	空家等対策計画
第7条	協議会
第8条	都道府県による援助
第9条	立入調査等
第10条	空家等の所有者等に関する情報の利用等
第11条	空家等に関するデータベースの整備等
第12条	所有者等による空家等の適切な管理の推進
第13条	空家等及び空家等の跡地の活用等
第14条	特定空家に対する措置
第15条	税制上の措置等
第16条	過料

条例(案)	目的
第1条	
第2条	定義
第3条	所有者等の責務
第4条	市の責務
第5条	情報提供
第6条	実態調査
削除	立入調査
第7条	助言・指導
削除	勧告
削除	命令
削除	助成
第8条	特定空家等に係る通知(新)
第9条	勧告前の手続き(新)
第10条	緊急安全措置(新)
第11条	不在者等に対する管理人の選任の請求(新)
削除	公表
削除	代執行
第12条	協力要請
第13条	委任

施行規則	趣旨	様式
第1条		様式第2号
第2条	定義	様式第3号
第3条	情報提供の方法	様式第4号
第4条	特定空家等に係る通知(新)	様式第5号
第5条	立入調査の方法(改)	様式第6号
第6条	助言・指導の方法(改)	様式第7号
第7条	勧告前の手続き(新)	様式第8号
第8条	勧告書	様式第9号
第9条	命令前の手続き(新)	様式第10,11号
第10条	命令書	様式第12号
削除	公表	
第11条	緊急安全措置(新)	様式第13,14号
第12条	代執行の手続き	様式第15,16,17号
第13条	標識	様式第18号

空家特措法と市条例の措置フロー

資料2-2



鹿角市空き家等の適正管理に関する条例（全部改正）（案）の概要について

【改正の趣旨】

本市では、平成25年4月1日に「鹿角市空き家等の適正管理に関する条例」を施行し、空き家の実態調査や管理不全な空き家等の所有者に対する助言・指導等を実施してきました。その後、国において、「空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）」が平成27年5月26日に全部施行されました。

これに伴い、空き家対策は法と条例に基づき実施しているところですが、法に合わせて条例の内容を整理するとともに、現況を踏まえた全面的な見直しを行うため、現行条例の全部を改正しようとするものです。

【主な改正内容】

1 重複している規定の廃止

法と条例に重複して規定されている調査、指導及び勧告の手続きの規定を廃止することで、法と条例の関係をわかりやすくします。

2 空き地への対応 【継続】

法で対象となっていない使用していない土地（農林業用地を除く）についても対応を継続することとし、「空き家等」と定義します。

3 実態調査の実施【継続】

管理不全な状態（特定空家等となるおそれのある）の空き家等の状況及び所有者等の把握に必要な調査を行います。

4 特定空家等の発生予防 【新規】

管理不全な状態（特定空家等となるおそれのある）の空き家等の所有者等に対し、適正な管理を行うために必要な措置についての助言・指導ができる規定を設けます。

5 特定空家等に係る通知 【新規】

法に基づく改善指導などの対象となる「特定空家等」に認定したこと、または認定を取消したことを所有者等へ書面により通知します。

6 勧告に関する意見聴取等 【新規】

特定空家等について、勧告を受けることで地方税法349条の3の2が定める住宅用地の特例を受けることができなくなるため、法の規定による勧告をする前に、所有者等に意見を述べる機会を与えるものとします。

7 緊急安全措置 【新規】

空き家等が生命、身体又は財産に危険が及ぶことを避けるために緊急の必要があると認められるときに、必要最低限の措置を行うことで、危険を回避する措置を講じることができるものとします。この場合において、当該措置に要した費用は、当該空き家等の所有者等に請求します。

8 不在者等に対する管理人の選任の請求 【新規】

所有者等がいない場合に、民法による財産管理人及び相続財産管理人制度を活用することができる規定を設けます。空き家等の売却などが見込める場合の有効な手段となります。

9 協力要請 【継続】

消防その他の関係機関に対し、必要な協力を求めることで、空き家等の適切な管理を促進します。

【施行予定日】 令和2年1月1日

鹿角市空き家等の適正管理に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、空き家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空き家等に係る対策の推進について必要な事項を定めることにより、市民の安全で安心な生活の確保と住みよい環境づくりに寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 空き家等 市内に所在する建物その他工作物及び敷地で、常時無人の状態にあるもの並びに現に人が使用していない土地（農林業用地を除く。）をいう。
- （2） 管理不全な状態 空き家等が次のいずれかに該当する状態をいう。
 - ア 著しい老朽化、台風、積雪等の自然現象その他の事由により倒壊し、又はその一部が飛散し、又はそのおそれがある状態
 - イ 不特定者の侵入等による火災又は犯罪が誘発されるおそれのある状態
 - ウ ア及びイに掲げるもののほか、前条の目的を達成するうえで著しい支障を及ぼすおそれがあると市長が認める状態
- （3） 所有者等 空き家等の所有者、占有者、相続人、相続放棄者（民法（明治29年法律第89号）第940条に該当する場合に限る。）、財産管理人その他の空き家等に関する権原を有し、当該空き家等を管理すべき者をいう。
- （4） 市民等 市内に居住し、滞在し、通勤し、若しくは通学する個人又は市内で事業その他活動を行う個人、法人若しくはその他の団体をいう。
- （5） 特定空き家等 法第2条第2項に規定するものをいう。

（所有者等の責務）

第3条 空き家等の所有者等は、当該空き家等が管理不全な状態にならないよう自らの責任において常に適正な管理を行わなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、法第6条第1項の規定により策定した鹿角市空き家等対策計画に基づき、空き家等に関する必要な施策を総合的かつ計画的に実施するよう努めるものとする。

- 2 市は、前項の規定による施策の実施のために、国及び県の機関、消防その他の関係機関（以下「関係機関」という。）及び自治会等と連携を図るよう努めるものとする。

（情報提供）

第5条 市民等は、市が推進する空き家等対策に協力するとともに、管理不全な状態にある空き家等を発見したときは、市にその情報を提供することができる。

（実態調査）

第6条 市長は、管理不全な状態にある空き家等があると認めるときは、当該建物等の実態について調査を行うことができる。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、当該建物等に係る所有者等の把握に必要な調査を行うことができる。

（助言又は指導）

第7条 市長は、空き家等が管理不全な状態にあると認めるときは、当該空き家等の所有者等に対し、その適正な管理を行うために必要な措置について、助言し、又は指導することができる。

（特定空き家等に係る通知）

第8条 市長は、空き家等が市長が別に定める特定空き家等の基準に該当すると認めるときは、その旨を当該空き家等の所有者等に通知するものとする。

- 2 市長は、特定空き家等の所有者等が必要な措置を講じ、その状態が改善され、前項の基準に該当しなくなつたと認めるときは、その旨を当該特定空き家等の所有者等に通知するものとする。

（勧告前の手続）

第9条 市長は、法第14条第2項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告に係る特定空き家等の所有者等に意見を述べる機会を与えるものとする。

（緊急安全措置）

第10条 市長は、~~法第9条による調査により、~~空き家等が人の生命、身体又は財産に重大な損害を及ぼす危険な状態が切迫していると認めるときは、最も適切な方法によりその危険な状態を回避するための必要最低限度の措置（以下「緊急安全措置」）を講ずることができる。

- 2 市長は、緊急安全措置を講じるときは、当該空き家等の所有者等の同意を得なければならない。ただし、当該空き家等の所有者等の所在が判明しないときその他やむを得な

い事由により所有者等の同意を得ることができないときは、この限りでない。

- 3 市長は、緊急安全措置を講じたときは、当該措置の内容を当該空き家等の所有者等に通知しなければならない。ただし、当該空き家等の所有者等を確知することができないときは、当該通知に代えて、その旨を告示するものとする。
- 4 市長は、緊急安全措置を講じたときは、当該空き家等の所有者等から当該措置に要した費用を徴収するものとする。

(不在者等に対する管理人の選任の請求)

第11条 市長は、特定空家等の全部又は一部の所有者等について民法（明治29年法律第89号）第25条第1項又は第26条の規定により同項に規定する管理人を選任することができる場合は、当該管理人の選任を請求することができる。同法第25条第2項に規定する請求も、同様とする。

- 2 市長は、特定空家等の全部又は一部が民法第951条に規定する相続人があることが明らかでない相続財産に属する場合は、当該相続財産について、同法第952条第1項に規定する相続財産の管理人の選任を請求することができる。

(協力要請)

第12条 市長は、緊急を要する場合は、市の区域を管轄する関係機関に必要な措置を要請することができる。

- 2 市長は、前項の規定による協力要請に際し、必要な情報を関係機関に提供することができる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年1月1日から施行する。

鹿角市空き家等の適正管理に関する条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、空き家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）及び鹿角市空き家等の適正管理に関する条例（平成25年鹿角市条例第15号。以下「条例」という。）第12条の規定により、法及び条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則で使用する用語の意義は、法及び条例において使用する用語の例による。

（情報提供の方法）

第3条 条例第5条の規定による情報提供の方法は、空き家等に関する情報提供書（様式第1号）を市長に提出する方法によるほか、口頭その他適宜の方法により行うことができるものとする。

（立入調査の方法）

第4条 法第9条第3項に規定する通知は、立入調査実施通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 法第9条第4項に規定する身分を示す証明書は、立入調査員書（様式第3号）とする。

（助言・指導の方法）

第5条 市長は、条例第7条による助言は、原則として口頭により行うものとする。

2 条例第7条による指導は、指導書（様式第4号）により行うものとする。

3 法第14条第1項の規定による助言・指導は、助言・指導書（様式第5号）により行うものとする。

（特定空き家等に係る通知）

第6条 市長は、条例第8条第1項の規定による通知をするときは、特定空き家等認定通知書（様式第6号）により行うものとする。

2 市長は、条例第8条第2項の規定による通知をするときは、特定空き家等認定取消通知書（様式第7号）により行うものとする。

（勧告前の手続）

第7条 市長は、法第14条第2項の規定による勧告をするに当たり、条例第9条の規定により意見を述べる機会を与える場合は、当該勧告に係る特定空き家等の所有者等に対し勧告に係る事前の通知書（様式第8号）を送付するものとする。

2 前項の通知書の送付を受けた者は、当該勧告について意見を述べようとする

ときは、市長の指定する期日までに、勧告に係る意見陳述書（様式第 9 号）を市長に提出しなければならない。

- 3 勧告について意見を述べようとする者は、前項の勧告に係る意見陳述書の提出に代えて口頭で意見を述べることを、第 1 項の通知書の送付を受けた日から 5 日以内に市長に対し求めることができる。
- 4 市長は、前項の求めがあった場合は、これを審査し、適当と認めるときは、日時を指定して、当該意見を述べようとする者又はその代理人から口頭により意見の聴取を行うものとする。

（勧告書）

第 8 条 法第 14 条第 2 項の規定による勧告は、勧告書（様式第 10 号）により行うものとする。

（命令書）

第 9 条 法第 14 条第 3 項の規定による命令は、命令書（様式第 11 号）により行うものとする。

（命令前の手続）

第 10 条 市長は、法第 14 条第 4 項の規定による通知をするときは、命令に係る事前の通知書（様式第 12 号）により行うものとする。

- 2 前項に規定する通知を受けて意見を述べようとする者は、命令に係る意見陳述書（様式第 13 号）により、市長の指定する期日までに意見を述べなければならない。

（緊急安全措置の手続）

第 11 条 条例第 10 条第 1 項の同意は、当該空き家等の所有者等に対し、次に掲げる事項を示した上で、同意書兼誓約書（様式第 14 号）を市長に提出することにより行うものとする。

- (1) 緊急安全措置の実施概要
- (2) 緊急安全措置の概算費用
- (3) 所有者等の費用負担
- (4) その他必要事項

- 2 市長は、条例第 10 条第 3 項に規定する緊急安全措置を実施したときは、当該空き家等の所有者等に対し、緊急安全措置実施通知書（様式第 15 号）及び当該緊急安全措置に要した費用の納入通知書を送付するものとする。

（代執行の手続）

第 12 条 法第 14 条第 9 項に規定する措置を行う場合において、次の各号に定める文書は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）第 3 条第 1 項に規定する文書 戒告書（様式第 16 号）

(2) 行政代執行法第3条第2項に規定する代執行令書 代執行令書（様式第17号様式）

(3) 行政代執行法第4条に規定する証票 執行責任者証（様式第18号）
（標識）

第13条 法第14条第11項の規定による公示は、標識の設置により行うものとし、その標識は、様式第19号によるものとする。

（その他）

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則 この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）
様式第2号（第4条関係）
様式第3号（第4条関係）
様式第4号（第5条関係）
様式第5号（第5条関係）
様式第6号（第6条関係）
様式第7号（第6条関係）
様式第8号（第7条関係）
様式第9号（第7条関係）
様式第10号（第8条関係）
様式第11号（第9条関係）
様式第12号（第10条関係）
様式第13号（第10条関係）
様式第14号（第11条関係）
様式第15号（第11条関係）
様式第16号（第12条関係）
様式第17号（第12条関係）
様式第18号（第12条関係）
様式第19号（第13条関係）

様式第 1 号（第 3 条関係）

年 月 日

鹿角市長 宛

住 所
氏 名
連絡先

空き家等に関する情報提供書

次のとおり、空き家等に関する情報を提供します。

空き家等の所在地		
空き家等の所有者	住 所	
	氏 名	
空き家等の状態		

※できるだけ詳しく状態を記入してください。空き家等の位置がわかる地図、略図等を上欄に記入または添付してください。

※写真を添付してください。

様式第2号（第4条関係）

番 号
年 月 日

様

鹿角市長

立入調査実施通知書

あなたが所有・管理する下記の空き家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定に基づき、次のとおり空き家等の立入調査を実施するので、同法第9条第3項の規定により通知します。

記

1 立入調査の対象となる空き家等の所在地

2 立入調査の日時 年 月 日（ ）午前・午後 時から

3 立入調査の趣旨及び内容

様式第3号（第4関係）

（表）

立入調査員証	
写真添付欄	次の者は空き家等の立入調査に従事する職員である。
	所 属
	職 名
	氏 名
	生年月日 年 月 日
年 月 日交付	
鹿角市長	

60mm

90mm

（裏）

注意
1 この証票は、空き家等の調査のために他人の土地に立ち入る場合は、必ず携帯しなければならない。
2 この証票は、関係人の請求があったときは、速やかに提示しなければならない。
3 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

60mm

様式第4号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿角市長

指 導 書

あなたが所有(管理)する次の空き家等は、鹿角市空き家等の適正管理に関する条例第3条に定める適正な管理がなされていないので、同条例第7条の規定により必要な措置を講ずるよう指導します。

空き家等の所在地及び種別	所在地 用途等 所有者の住所 所有者の氏名
空き家等の状態	
指導事項	
備考	

- ・ 指導事項に示す措置を実施した場合は、遅滞なく担当まで御連絡ください。なお、この通知と行き違いで既に措置を完了している場合は、御容赦願いますとともに、担当まで御連絡くださるようお願いします。

様式第 5 号（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿角市長

助言・指導書

あなたが所有(管理)する次の特定空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法第 14 条第 1 項の規定に基づき必要な措置を講ずるよう助言・指導します。

空き家等の所在地及び種別	所在地 用途等 所有者の住所 所有者の氏名
空き家等の状態	
指導事項	
備考	

- ・ 指導事項に示す措置を実施した場合は、遅滞なく担当まで御連絡ください。なお、この通知と行き違いで既に措置を完了している場合は、御容赦願いますとともに、担当まで御連絡くださるようお願いいたします。

第6号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿角市長

特定空家等認定通知書

あなたが所有・管理する下記の特定空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に定める特定空家等に該当すると認められるので、鹿角市空き家等の適正管理に関する条例第8条第1項の規定により下記のとおり通知します。

記

1 特定空家等に該当すると認められる空き家等

所在地

用途等

所有者の住所及び氏名

2 特定空家等に該当すると認められる事由

- ・ 認定後は、指導、勧告等の措置を実施します。なお、勧告により、上記特定空家に係る敷地が、地方税法第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、当該特例の対象から除外されることとなります。
- ・ 上記特定空家に関して対策を講じたときは、遅滞なく担当まで御連絡ください。なお、この通知と行き違いで既に対策を実施している場合は御容赦願いますとともに、担当まで御連絡くださるようお願いします。

第7号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿角市長

特定空家等認定取消通知書

あなたが所有・管理する下記の特定空家等について、 年 月 日付け 第 号により、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に定める特定空家等に該当すると認められる旨を通知していましたが、必要な措置が講じられたことにより特定空家等に該当しなくなったものと認めますので、鹿角市空き家等の適正管理に関する条例第8条第2項の規定により下記のとおり通知します。

記

- 1 特定空家等に該当しなくなったと認められる空き家等
所在地
用途等
所有者の住所及び氏名
- 2 特定空家等に該当しなくなった事由

第 号
年 月 日

様

鹿角市長

勧告に係る事前の通知書

あなたが所有・管理する下記の特定期空家等について、適正な管理を講じるように指導してきたところでありますが、現在に至っても改善がされていません。

このまま措置が講じられない場合には、法第14条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり当該措置を講ずることを勧告することとなりますので通知します。

なお、あなたは、鹿角市空き家等の適正管理に関する条例第 9 条の規定に基づき、本件に関し意見陳述書により意見を述べることも、鹿角市空き家等の適正な管理に関する条例施行規則第 7 条第 3 項の規定に基づき、本通知の交付を受けた日から 5 日以内に、鹿角市長に対し、意見陳述書の提出に代えて口頭で意見を述べることを求めることができる旨、申し添えます。

記

空き家等の所在地及び種別	所在地 用途等 所有者の住所 所有者の氏名
空き家等の状態	
勧告の内容	
意見陳述書の提出先	
意見陳述書の提出期限	

様式第9号（第7条関係）

第 号
年 月 日

鹿角市長 宛

住 所
氏 名
電話番号

勧告に係る意見陳述書

年 月 日付け 第 号による勧告に係る事前の通知書について、鹿角市空き家等の適正管理に関する条例第9条の規定により、下記のとおり意見を述べます。

対象となる空き家等	所在地 用途等 所有者の住所 所有者の氏名
意見	
証拠書類等	
備考	

- ・ 所定の欄に記載することができない場合は、任意の様式に記載し、本書を添付すること。
- ・ 証拠書類等を提出する場合は、添付すること。

第 号
年 月 日

様

鹿角市長

勸 告 書

あなたが所有(管理)する次の特定空家等について、 年 月 日付け第 号により、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第2項の規定に基づく勧告を行う旨、事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置が講じられていないとともに、当該通知に示した期限までに意見陳述書等の提出がされませんでした。
ついては、下記のとおり速やかに必要な措置を講ずるよう勧告します。

記

空き家等の所在地及び種別	所在地 用途等 所有者の住所 所有者の氏名
措置の内容	
措置の期限	
勧告の責任者	
備考	

- ・ 措置の期限までに勧告の内容に示す措置を実施した場合は、遅滞なく勧告の責任者まで報告をしてください。
- ・ 措置の期限までに正当な理由がなく勧告の内容に示す措置をとらなかった場合は、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第3項の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。

<教 示>

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、鹿角市長に対して審査請求をすることができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

この処分の取消しの訴えは、この処分（この処分について前記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、鹿角市を被告として（訴訟において鹿角市を代表する者は、鹿角市長となります。）提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 号
年 月 日

様

鹿角市長

命 令 書

あなたが所有(管理)する次の特定空家等について、 年 月 日付け第 号により空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第2項の規定に基づく命令を行う旨、事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置が講じられていないとともに、当該通知に示した期限までに意見陳述書等の提出がされませんでした。

ついては、同法第14条第3項の規定により下記のとおり措置を講ずることを命令します。

記

空き家等の所在地及び種別	所在地 用途等 所有者の住所 所有者の氏名
措置の内容	
措置の期限	
命令の責任者	
備考	

- ・ 措置の内容に示す措置を実施した場合は、遅滞なく命令の責任者まで報告してください。
- ・ 本命令に違反した場合は、空家等対策の推進に関する特別措置法第16条第1項の規定に基づき、50万円以下の過料に処せられます。
- ・ 措置の期限までに措置の内容に示す措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第9項の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手続に移行することがあります。

<教 示>

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、鹿角市長に対して審査請求をすることができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

この処分の取消しの訴えは、この処分（この処分について前記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、鹿角市を被告として（訴訟において鹿角市を代表する者は、鹿角市長となります。）提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 号
年 月 日

様

鹿角市長

命令に係る事前の通知書

あなたが所有(管理)する次の特定空家等について、 年 月 日付け第 号により空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第 2 項の規定に基づき必要な措置を講ずるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置が講じられていません。

このまま措置が講じられない場合には、法第14条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり当該措置を講ずることを命令することとなりますので通知します。

なお、あなたは、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第 4 項の規定に基づき、本件に関し意見陳述書により意見を述べることもできるとともに、同条第 5 項の規定に基づき、本通知の交付を受けた日から 5 日以内に、鹿角市長に対し、意見陳述書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

記

空き家等の所在地及び種別	所在地 用途等 所有者の住所 所有者の氏名
空き家等の状態	
措置の内容	
意見陳述書の提出先	
意見陳述書の提出期限	

- ・ 措置内容に示す措置を実施した場合は、遅滞なく意見陳述書の提出先に示す者まで報告してください。

様式第13号（第10条関係）

第 号
年 月 日

鹿角市長 宛

住 所
氏 名
電話番号

命令に係る意見陳述書

年 月 日付け 第 号による命令に係る事前の通知書について、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第4項の規定により、下記のとおり意見を述べます。

記

対象となる空き家等	所在地 用途等 所有者の住所 所有者の氏名
意見	
証拠書類等	
備考	

- ・ 所定の欄に記載することができない場合は、任意の様式に記載し、本書を添付すること。
- ・ 証拠書類等を提出する場合は、添付すること。

年 月 日

鹿角市長 宛

住所

氏名

電話番号

同意書兼誓約書

鹿角市空き家等の適正管理に関する条例第 10 条第 1 項の規定にもとづく緊急安全措置として、私が所有・管理する下記の空き家等について、その危険を回避するための措置を鹿角市長が講ずることに同意します。

また、緊急安全措置に際しては、下記の事項について責任を持って対処することを誓約します。

記

1 空き家等の所在地及び種別

2 措置に関する同意事項

- (1) 緊急安全措置の実施概要に関する事項
- (2) 緊急安全措置の概算費用に関する事項
- (3) 所有者等の費用負担に関する事項
- (4) その他必要事項

3 誓約の内容

- (1) 当該措置に係る費用は、措置完了後速やかに鹿角市長に納めます。
- (2) 当該空き家等が今後危険な状態にならないよう、適正管理します。

第 15 号様式（第 11 条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿角市長

緊急安全措置実施通知書

あなたが所有・管理する下記の空き家等について、鹿角市空き家等の適正管理に関する条例第 10 条第 1 項の規定に基づき、緊急安全措置を実施したので同条第 2 項の規定に基づき通知する。

ついては、当該措置に要した費用について、別に交付する納入通知書により納期限までに納付してください。

記

1 空き家等の所在地

2 措置の内容

3 措置に要した費用 金 円

4 納期限 年 月 日

第 16 号様式（第 12 条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿角市長

戒 告 書

あなたが所有・管理をする下記の特定空家等について、 年 月 日付け

第 号により措置を講ずるよう命じました。この命令を 年 月 日までに履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第9項の規定に基づき、代執行を実施しますので、行政代執行法第3条第1項の規定によりその旨、戒告します。

なお、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づきあなたから徴収します。代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても本市はその責任を負いませんので申し添えます。

記

あなたが所有・管理をする特定空家等

- (1) 所在地
- (2) 用 途
- (3) 構 造
- (4) 規 模
- (5) 所有者の住所及び氏名

<教 示>

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、鹿角市長に対して審査請求をすることができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

この処分の取消しの訴えは、この処分（この処分について前記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、鹿角市を被告として（訴訟において鹿角市を代表する者は、鹿角市長となります。）提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 17 号様式（第 12 条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿角市長

代 執 行 令 書

あなたが所有・管理をする下記の特定空家等について、 年 月 日付け

第 号により措置を講ずるよう戒告しましたが、指定の期限までにその義務が履行されていないため、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第9項の規定に基づき、下記のとおり代執行を行いますので、行政代執行法第3条第2項の規定により通知します。

なお、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第5条の規定に基づきあなたから徴収します。代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、本市はその責任を負いませんので申し添えます。

記

1 あなたが所有・管理をする特定空家等

- (1) 所在地
- (2) 用 途
- (3) 構 造
- (4) 規 模

2 代執行の時期

3 代執行責任者

4 代執行に要する費用の概算見積額 金 円

<教 示>

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、鹿角市長に対して審査請求をすることができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。

この処分の取消しの訴えは、この処分（この処分について前記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、鹿角市を被告として（訴訟において鹿角市を代表する者は、鹿角市長となります。）提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 18 号様式（第 12 条関係）

（表）

執行責任者証	
写真添付欄	次の職員は空き家等に係る措置の代執行の 執行責任者である。
	所 属
	職 名
	氏 名
	生年月日 年 月 日
年 月 日交付 鹿角市長	

60mm

90mm

（裏）

注意
1 この証票は、空き家等に係る措置の代執行を執行する際に必 ず携帯しなければならない。
2 この証票は、関係人の請求があったときは、速やかに提示し なければならない。
3 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

60mm

第 19 号様式（第 13 条関係）

標 識

下記特定空家等の所有者は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 14 条第 3 項の規定に基づき措置を講ずることを、 年 月 日付け 第 号により命ぜられています。

記

1 対象となる特定空家等

所在地

用 途

2 措置の内容

3 命ずるに至った事由

4 命令の責任者

5 措置の期限